

〈 審 議 資 料 〉

(1) 役員等編成基本方針(案) P1, 2

別紙1 P3

別紙2 P4

別紙3 P5

別紙4 P6

(2) 役員等養成基本方針(案) P7

(3) 役員等養成基本計画(案) P8

第84回国民スポーツ大会 競技役員等編成基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、島根県準備（実行）委員会が、会場地市町村および県・中央競技団体と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町村の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定義	編成方針
競技会役員	国民体育大会開催基準要項 第23項第2号の規程に該当する者（別紙1）	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員 競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町村および周辺市町村に在住する当該競技団体関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方針
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村および周辺市町村に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、島根県準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

① 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業 務 内 容
競 技 役 員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、観察、放送、召集、掲示、進行報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

② 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技係員の業務を補助する。

別紙 1

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

公益財団法人日本スポーツ協会

第23項第2号

競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

- 名誉会長 会場地市町村長
会長 全国を統轄する競技団体会長
副会長 全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育（スポーツ）協会会長、開催県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問 全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町村議會議長・教育長
参与 会場地市町村議會議員・教育委員・副市町村長・会計管理者・関係部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会顧問・副会長、会場地市町村実行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認めた者
委員長 全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長 会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員 全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部長、会場地市町村体育（スポーツ）協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに準ずる者

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な連絡のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

(1) 中央競技役員

競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。

(2) 県内競技役員

開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。

(3) 近県競技役員

上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本スポーツ協会と開催県が協議し、決定する。

(1) 交通費

原則として、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。

算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。

(2) 宿泊料金

各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。

期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。

(3) 諸費

競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本スポーツ協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。

期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和53年11月7日制定

昭和59年第1次改定

平成24年6月1日第2次改定

平成27年6月11日第3次改定

平成29年3月2日第4次改定

平成30年4月1日第5次改定

令和2年10月15日第6次改定

令和3年10月15日第7次改定

別紙3

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。

各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役 員 名	総数	左 の 内 訳	中央からの派遣数	備 考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・観察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合 計	448		25	

別紙4

国民体育大会競技役員編成数（日本スポーツ協会基準）

R4.1.11

競技団体名		総 数	中央からの派遣数	県内の役員数
1	陸 上 競 技	448	25	423
2	水 泳	共 通	19	11
		競 游	168	11
		飛 込	59	12
		水 球	93	17
		アーティス	66	10
		OWS	33	7
		計	438	68
3	サ ッ カ 一	387	65	322
4	テ ニ ス	148	6	142
5	ボ ー ト	120	20	100
6	ホ ッ ケ 一	79	34	45
7	ボ ク シ ン グ	87	40	47
8	バ レ ー ボ ール	6人制	249	8
		ビーチ	227	7
		計	476	15
9	体 操	競 技	211	50
		新体操	159	17
		トランポリン	91	18
		計	461	85
10	バスケットボール	313	41	272
11	レスリング	146	55	91
12	セ ー リ ン グ	220	31	189
13	ウエイトリフティング	123	12	111
14	ハンドボール	151	38	113
15	自 転 車	トラック	65	20
		ロード	105	
		計	170	20
16	ソ フ ト テ ニ ス	140	9	131
17	卓 球	149	9	140
18	軟 式 野 球	209	14	195
19	相 摂	130	21	109
20	馬 術	200	33	167
21	フェンシング	102	38	64
22	柔 道	125	34	91
23	ソ フ ト ボ ール	320	16	304
24	バ ド ミ ン ト ン	295	13	282
25	弓 道	148	1	147
26	ライフル射撃	154	33	121
27	剣 道	112	29	83
28	ラグビーフットボール	115	6	109
29	ス ポ ー ツ ク ラ イ ミ ン グ	112	18	94
30	カ ヌ 一	共 通	9	4
		S P	98	17
		SL/WW	128	17
		計	235	38
31	アーチェリー	91	6	85
32	空 手 道	175	49	126
33	銃 剣 道	88	20	68
34	ク レ ー 射 撃	101	25	76
35	な ぎ な た	112	26	86
36	ボウリング	127	13	114
37	ゴ ル フ	158	13	145
38	ト ラ イ ア ス ロ ン	111	6	105
39	高 校 野 球	硬 式	77	3
		軟 式	50	3
		計	127	6
合 計		7403	1031	6372

第84回国民スポーツ大会競技役員等養成基本方針（案）

第84回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町村および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。
- 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第29回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。

第84回国民スポーツ大会 競技役員等養成基本計画(案)

第84回国民スポーツ大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第84回国民スポーツ大会競技役員等編成基本方針」および「第84回国民スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第84回国民スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員(審判員・運営員)、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員(審判員・運営員)および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町村が連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員(審判員・運営員)の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央およびブロック競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央およびブロック競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央およびブロック競技団体主催への大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央およびブロック競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

区分/養成方法/養成団体			年度/開催前年		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
競 技 役 員	審判員		中央講習会等派遣	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上								
	運 営 員	要資格 運営員	中央講習会等派遣	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上								
		その他の 運営員	中央講習会等派遣	競技 団体	養成、資質向上								
	競技補助員		県内講習会	競技 団体	養成、資質向上								
	競技会係員		県内講習会	会場地市 町村	養成								
競技会補助員			県内講習会	会場地市 町村	養成								

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況を踏まえて毎年見直しを行う。